

消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果

消防・救急課

1 はじめに

消防庁では、災害時における災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)第23条により、消防本部、指令センター及び消防署所(以下「消防本部等」という。)への非常用電源設備等の設置を定めているところですが、近年の自然災害発生時においては、広範囲かつ長時間におよぶ停電が発生することもあり、各地域において災害対応の拠点となる消防本部等における非常用電源の確保は重要な課題といえます。

本稿では、消防庁消防・救急課で実施した非常用電源の設置状況等の調査結果について紹介いたします。

2 調査の概要

- 調査対象：消防本部庁舎 726庁舎
：指令センター 650箇所
：消防署所 4,816署所
- 調査基準日：令和2年10月1日

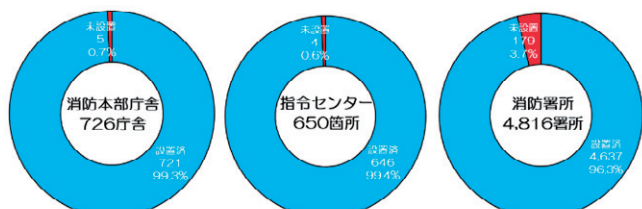
3 調査結果

① 非常用電源の設置状況

非常用電源は以下のとおり、9割以上の消防本部等に設置されている。

庁舎等	設置数	割合
消防本部庁舎	721庁舎	99.3%
指令センター	646箇所	99.4%
消防署所	4,637署所	96.3%

■設置済 ■未設置

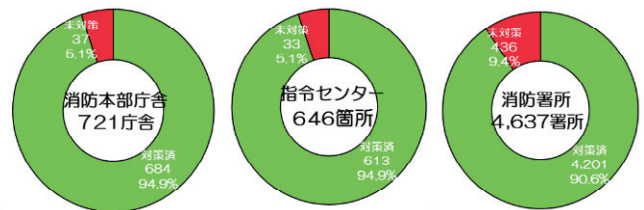


② 地震対策状況

設置されている非常用電源に対しては、約9割の消防本部等で地震対策が講じられている。

庁舎等	対策済数	割合
消防本部庁舎	684庁舎	94.9%
指令センター	613箇所	94.9%
消防署所	4,201署所	90.6%

■対策済 ■未対策



地震に対する対策例

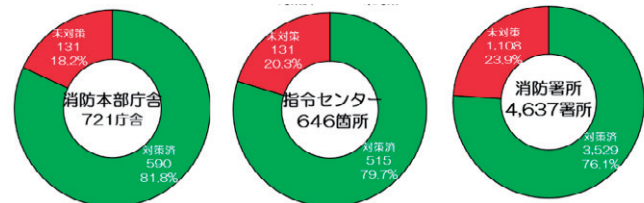


③ 浸水対策状況

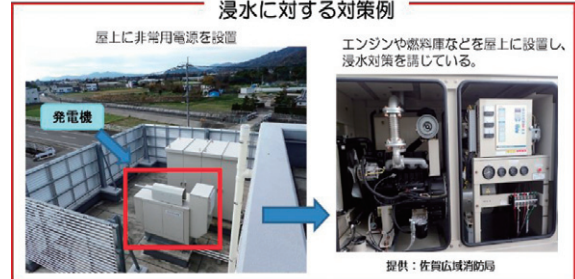
設置されている非常用電源に対しては、約8割の消防本部等で浸水対策が講じられている。

庁舎等	対策済数	割合
消防本部庁舎	590庁舎	81.8%
指令センター	515箇所	79.7%
消防署所	3,529署所	76.1%

■対策済 ■未対策



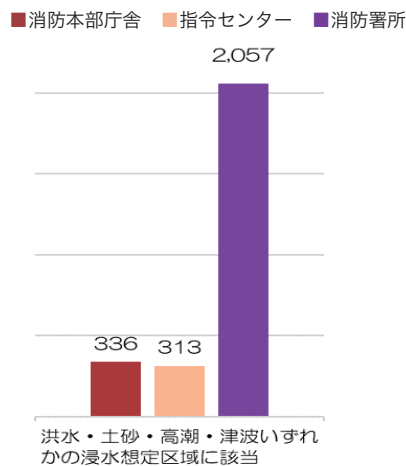
浸水に対する対策例



④ 被害想定区域内に位置する消防本部等の割合

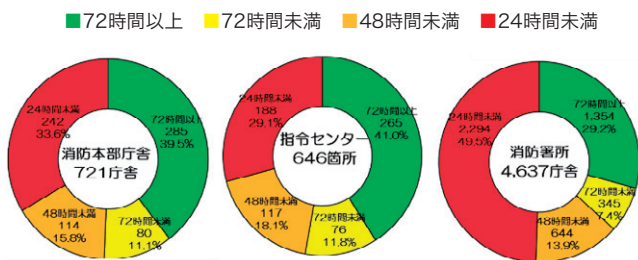
消防本部等の約4割が洪水、土砂、高潮、津波のいずれかの被害想定区域内に位置している。

庁舎等	該当数	割合
消防本部庁舎	336庁舎	46.3%
指令センター	313箇所	48.2%
消防署所	2,057署所	42.7%



⑤ 非常用電源の使用可能時間

消防本部等に設置された非常用電源の使用可能時間は以下のとおりで、72時間以上使用可能なのは全体の3～4割となっている。



4 調査結果を受けて

消防庁では、本調査結果を受けて「消防本部等における災害対応機能の維持に係る非常用電源の設置状況等の調査結果について」（令和3年2月10日付け消防消第33号消防・救急課長通知）により、以下の内容について周知しました。

① 非常用電源の整備について

消防力の整備指針において、消防本部等は地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置する旨を定めていることから、計画的に非常用電源の整備を進めること。

② 地震・浸水対策について

非常用電源に対する耐震措置や、被害想定や設置状況に応じた浸水対策を講じること。

③ 業務継続性について

大規模災害発生時の物資の調達や輸送が困難となる状況を想定し、72時間は外部供給なしで非常用電源を稼働できるように、あらかじめ燃料の供給体制を確保すること。

また、停電の長期化に備え、1週間程度は災害対応に支障の生ずることがないように準備することが望ましいことから、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定締結等、燃料確保方策について検討すること。

④ 緊急防災・減災事業債の活用について

地方公共団体が防災・減災、国土強靱化対策を一層推進できるよう、緊急防災・減災事業債の対象年度が、令和7年度まで延長されたこと。

緊急防災・減災事業債の対象事業として、非常用電源の設置や既存の設備に対する地震・浸水対策（上層階への移設、防護板の設置等）及び機能強化（非常用電源の出力向上、稼働時間延長のための燃料タンクの増設等）に加え、令和2年度からは浸水想定等区域内にある消防署所等が、地震災害及び風水害等への対策として移転する場合の経費についても、対象となっていることから、引き続き当該事業債を活用し、応急対策拠点としての機能を適切に発揮できるよう、庁舎の整備に取り組むこと。

5 終わりに

消防庁舎は災害応急対策時に地域の消防力を最大限に発揮する上で重要な拠点です。大規模な自然災害に見舞われた場合にも、その機能が維持され適切に発揮されるよう、非常用電源が整備されていない場合は早急な対応を、非常用電源に対する地震・浸水対策が不十分な場合は、然るべき対策を講じていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

消防庁消防・救急課
TEL: 03-5253-7522